

HT-211-3

HTTR 設工認 第 4 回申請(R2.3.30)  
のコメントに係る回答  
(保管廃棄施設)

令和 2 年 9 月 9 日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所  
高温ガス炉研究開発センター  
高温工学試験研究炉部

## 第4回申請に対する確認事項(R2.9.4ヒアリングでの確認事項)

### :第2編(保管廃棄施設)

周辺監視区域境界の実効線量への影響について、申請書に記載可能か検討すること。

#### 【回答】

保管廃棄施設は、HTTR原子炉建家の地下2階に位置し、原子炉建家の壁、床、天井及び地盤の遮蔽を考慮すると、周辺監視区域外への実効線量の影響は無視できるほど小さい。その旨を、申請書に追記する。

また、当該室の線源は、廃棄物管理施設へ移送するまでに一時的に保管管理する固体廃棄物であり、廃棄物の個数、内蔵する放射能、周辺室等の線量率は管理により実施するものである。このことから、これらの管理を原子炉施設保安規定に定めて管理することを申請書に明記する。

## 第2編 放射線廃棄物の廃棄施設のうち保管廃棄施設

### 添付書類 2-2.保管廃棄施設に関する説明書(遮蔽)

#### 1. 概要

固体廃棄物保管室では、 $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物A及び $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物Bを廃棄物管理施設へ移送するまでの間、ドラム缶等の容器に収納し保管する。

当該室に保管する固体廃棄物からの放射線による放射線業務従事者等の受ける線量は、保管する固体廃棄物の個数、放射能量及び影響を受ける周辺室等の線量率を原子炉施設保安規定に定めて管理することにより、定められた線量を超えないように管理する。

本資料は、当該室に保管能力(200Lドラム缶換算:約150本相当)相当分の固体廃棄物を保管した場合の人が常時立ち入る場所及び管理区域境界における実効線量について評価するものである。

なお、周辺監視区域外の実効線量への影響は、固体廃棄物保管室が原子炉建家地下2階に位置しており、固体廃棄物保管室を含む原子炉建家の壁、床、天井及び地盤の遮蔽を考慮すると無視できるほど小さい。